

令和5年9月15日

資料2-5

琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況

- 文部科学省における環境教育の取組

文 部 科 学 省

文部科学省における環境教育の取組



主な施策

＜教育内容の改善・充実＞

- ◆ 学習指導要領における環境に関する内容の充実



＜環境教育に関する優れた実践の促進及び普及等＞

- ◆ 環境教育の実践普及
(環境のための地球規模の学習及び観測プログラム (GLOBE)
への参加等)
- ◆ 環境を考慮した学校施設 (エコスクール) の整備推進



＜青少年の体験活動の推進＞

- ◆ 体験活動推進プロジェクト等の充実
- ◆ 国立青少年教育施設における体験活動の機会と場の提供及び指導者の養成・研修 等

＜持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進＞

- ◆ ユネスコ未来共創プラットフォーム事業
- ◆ SDGs達成の担い手育成 (ESD) 推進事業

〔学校教育における取組〕

学習指導要領における環境教育の充実

【学習指導要領の各教科において規定されている指導内容（例）】

＜理科＞

- ・身の回りの生物（小学校第3学年）
- ・人は、環境と関わり、工夫して生活していること（小学校第6学年）
- ・エネルギー資源の有効な利用（中学校第1分野）
- ・自然環境の調査と環境保全、気候変動、外来生物（中学校第2分野）
- ・生物の多様性と生態系（高等学校・生物基礎）など
- ・理科全体の内容の取扱いにおいて、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図る旨などを規定。

＜社会＞

- ・人々の健康や生活環境を支える事業（小学校第4学年）
- ・公害の防止など環境の保全（中学校公民的分野）など

【総則における体験活動に関する内容の充実】

生命の有限性や自然の大切さなどを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、地域社会等と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することを明記。

〔社会教育における取組〕

青少年の体験活動の推進

子供たちのリアルな体験が不足しているため、自然体験をはじめとした青少年の体験活動の機会充実を図るために、体験活動の普及や推進体制構築事業等を実施。

また、（独）国立青少年教育振興機構では、青少年の課題や国の政策課題に対応しつつ、立地条件及び地域特性やニーズに対応した、青少年の体験活動事業等を実施。

取組事例

◆学校の取組：長浜市立西浅井中学校（ユネスコスクール）

学習名：山門水源の森に関する学習

琵琶湖への水の供給源である「山門水源」に関する環境学習を通して、ふるさとを守り育てることの大切さを学んでいる。自校教材である「山門湿原を守った生徒たち」を活用した道徳の授業では、体験活動とつなげて、保全活動についての大切さを学んでいる。これらの活動により、山門湿原や森は人が入り続けなければ荒れ、生物多様性を保持できなくなることを学び、「山門水源の森を守っていくのは、次の世代である自分たちである」との自覚・認識を高めることができた。



◆社会教育における取組：国立若狭湾青少年自然の家

学習名：ぼくらは勇者だ！わかさわんキッズ冒険隊

国立若狭湾青少年自然の家では、小学校1～3年生を対象に、若狭湾の海や山での体験活動を通じた自然観察を実施した。うみあそびや専門家による解説等、SDGs目標14「海の豊かさを守ろう」・15「陸の豊かさも守ろう」を意識した活動とし、海と山のつながりについても学ぶ機会とした。

参加前後に「海」をテーマにした自由画を描いてもらったところ、生き物の特徴を捉えた絵が増え、体験を通して実際の自然環境を認識する機会となった。



環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）

平成15年成立、平成23年改正（議員立法）
文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の5省共管

○目的(法1条)

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。



○基本理念(法3条)

- 国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、対等な立場で相互に協力して実施。
- 経済社会との統合的発展、循環型社会形成の重要性を考慮。
- 体験活動を通じて、生命を尊び、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を醸成。
- 国土の保全、産業との調和、地域住民の生活の安定、文化・歴史の継承等に配慮。

○基本方針の策定(法7条)

平成24年6月「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

環境教育等の基盤強化

○環境教育等支援団体の指定(法10条の2)

各主体による環境教育等の取組を支援する非営利団体を環境教育等支援団体として国が指定。

○人材認定等事業の登録(法11条)

民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録し、公示。

○地方自治体による推進枠組み(法8条)

環境教育等の取組推進の行動計画の作成と計画策定等に際しての地域協議会の設置。

○体験の機会の場の認定(法20条)

土地所有者等が提供する自然体験等の機会の場について、安全性等の要件を満たすことを都道府県知事が認定。

○協働取組推進のための枠組み(法21条の4.5)

行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、環境保全に係る協働取組の協定の締結。

○国民、民間団体等、行政機関の責務(法4条～6条)

- 国民、民間団体等：家庭、職場、地域等において環境教育等を自ら進んで実施。
- 国、地方公共団体：相互の役割分担の下、環境教育等に関する施策を実施。

○学校教育等における環境教育の充実(法9条)

- 発達段階に応じて、体系的な環境教育が行われるよう、情報の提供、教材の開発、教育職員の資質向上のための措置を実施。
- 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備・活用。

○その他

- 雇用する者に対する環境教育等の実施
- 職場における学生の就業体験等への配慮
- 顕著な功績のある者に対する表彰 等

附則 法施行後5年を目途とした検討 等